

議案第 8 2 号

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 交野市立学校施設の屋内運動場に空調設備を設置することから、学校施設の使用にあたって新たに空調設備の使用料について定めたいため。

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案

交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

交野市立学校施設使用条例（昭和40年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 3 屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり500円を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。